

1. 位置及び区域

◇ 市街化調整区域の集落地(都市計画法34条11号の区域)

2. 景観づくりを行う上で配慮すべき景観特性

①集落の様子

市街化区域を包むように市街化調整区域が広がり、扇状地の地形に沿った放射状の道路沿いに集落が形成された江戸時代の新村(路村／福原・大島・六川・矢島など)、それ以前の中世以前から形成されてきた古村(塊村／飯田、押羽など)、同じく中世期、小布施郷の中心地であったと言われる集落(散村／林)といったタイプがある。

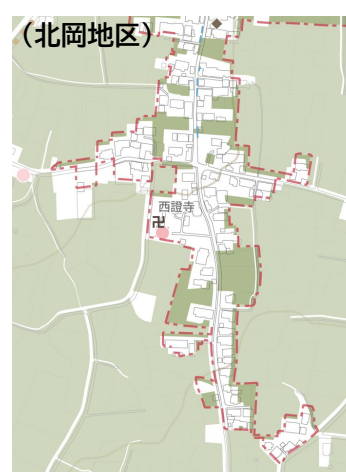
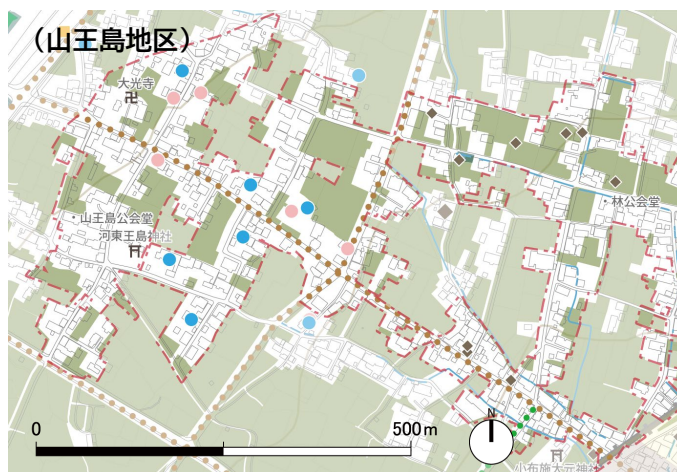


路村型の例

(矢島地区、大島地区、福原地区、山王島地区、北岡地区、中子塚地区、六川地区、中条地区、松村地区、雁田地区)

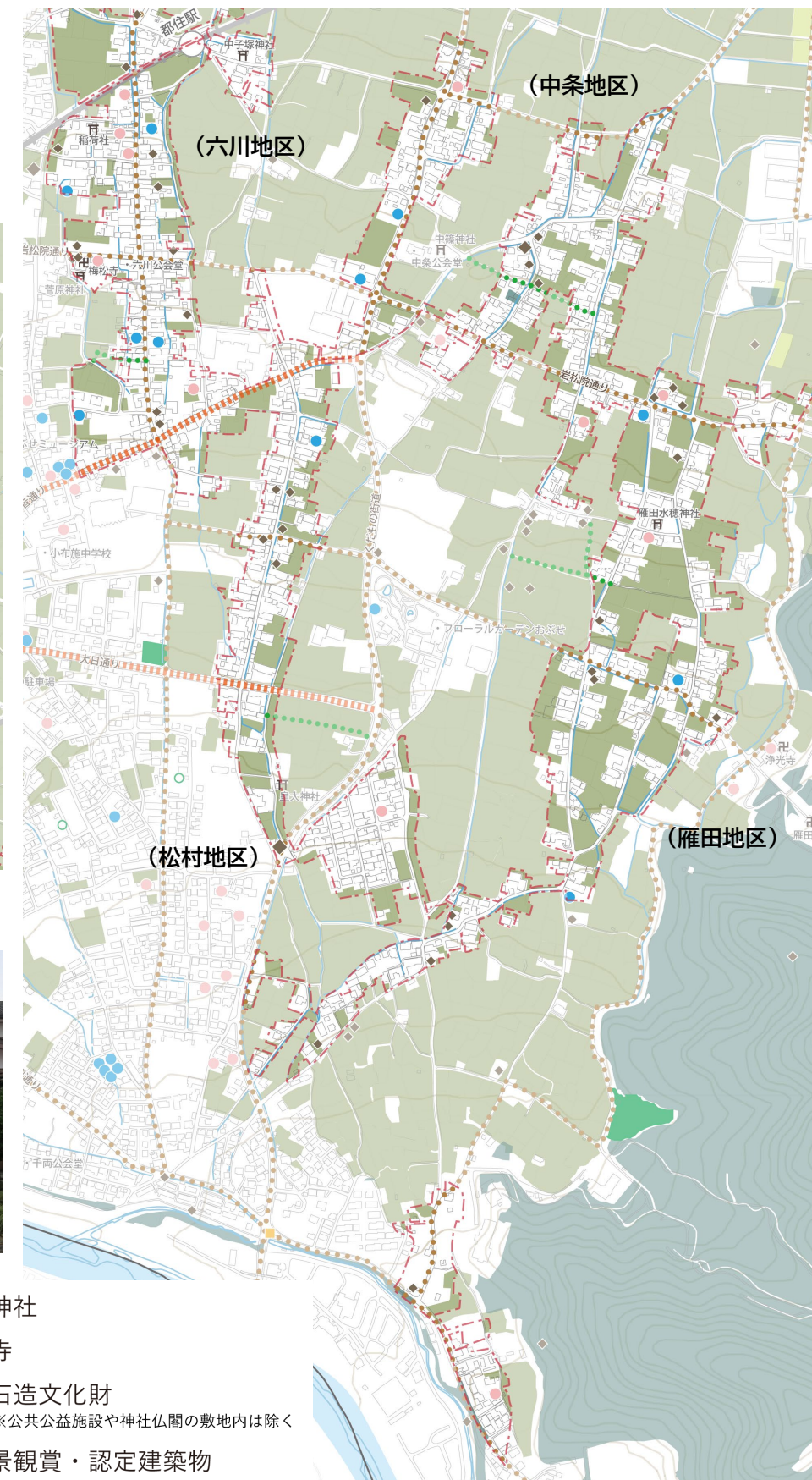
大島地区

近世の新田開発による路村型の集落で、短冊状の敷地の背後に裏道、これを介して経営農地のまとまりがある。集落道沿いは、北側は通り門や蔵・納屋、庭が配置されて開放的に、南側は母屋が配置されているものが多い。



矢島地区

扇状地の放射状の尾根に沿って道と水路があり、これらに面してに面して、個々の屋敷が配置されている。集落道に面して建物が並び、奥に農地、裏道を介してさらに経営農地のまとまりがある。



推進重要地区区域

田

畑

山林

都市公園

社寺林

ポケットパーク・緑地等

オープンガーデン

沿道花壇

神社

寺

石造文化財

※公共公益施設や神社仏閣の敷地内は除く

景観賞・認定建築物

重要な拠点・交差点

シンボル軸

主要な道路

里道

回遊路地



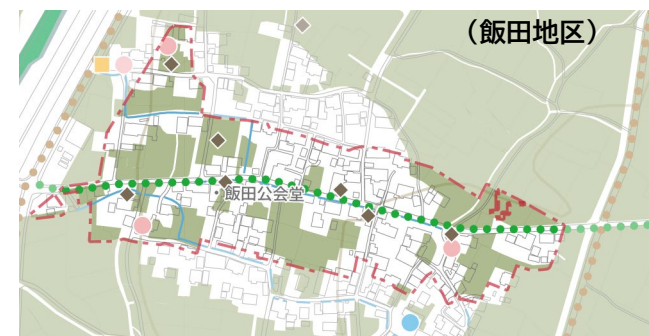
塊村型の例(押羽地区、飯田地区)

押羽地区
町組を除けば町内で最も大きな集落であり、集落内に介在する農地は少なく、やや密度が高い。
浄照寺が集落の中心部にあり、寺域内にオープンガーデンがある。

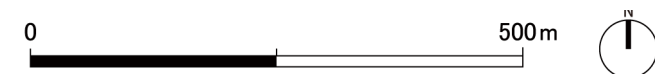


散村型の例(林地区、清水地区)

林地区
中世の小布施郷の中心地であったとされ、南部に小布施大元神社がある。集落内に広く農地が介在する、小布施町唯一の散村的な集落形態を有する。
まち並みは通りに対して建物と農地が交互に現れる景観で、周辺への見通しが聞く開放的な印象がある。
板塀や生垣等の囲障を持つ宅地が多く、農地にも続いているものが見られる。



- 推進重要地区区域
- 田
- 畑
- 山林
- 都市公園
- 社寺林
- ポケットパーク・緑地等
- オープンガーデン
- 沿道花壇
- 神社
- 寺
- 石造文化財
※公共施設や神社仏閣の敷地内は除く
- 景観賞・認定建築物
- 重要な拠点・交差点
- シンボル軸
- 主要な道路
- 里道
- 回遊路地



②集落の景観や伝統的な敷地使い

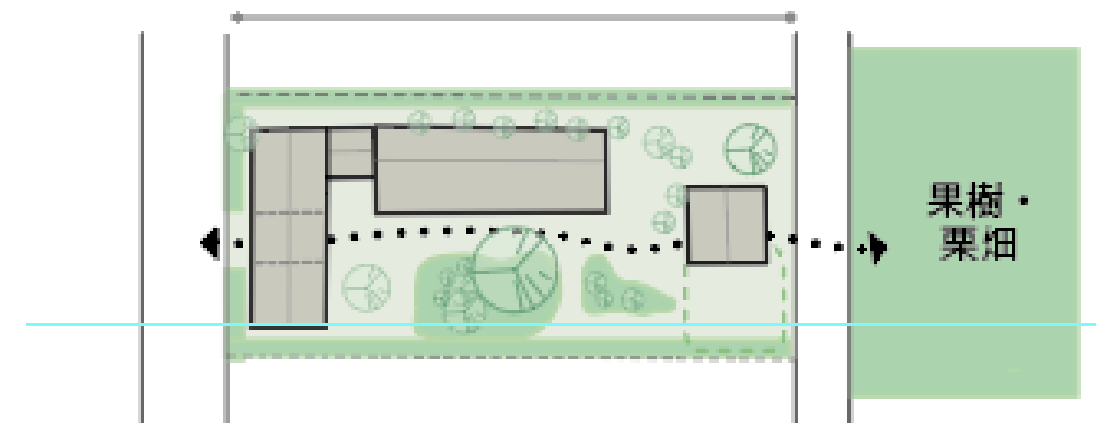
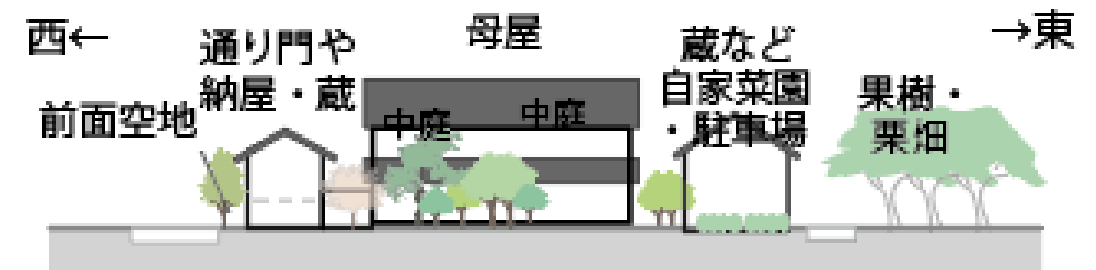
それぞれの集落は農地や樹林地など、豊かな緑に囲まれた景観が保全されてきた。伝統的な農家の敷地は通り門、母屋、土蔵、納屋等が中庭を囲む平面計画としているもの多く見られる。

まち並みは道路前面空地、中庭、集落内の介在農地など、通りから視線が抜けやすい、開放的なまち並みが多く見られる。

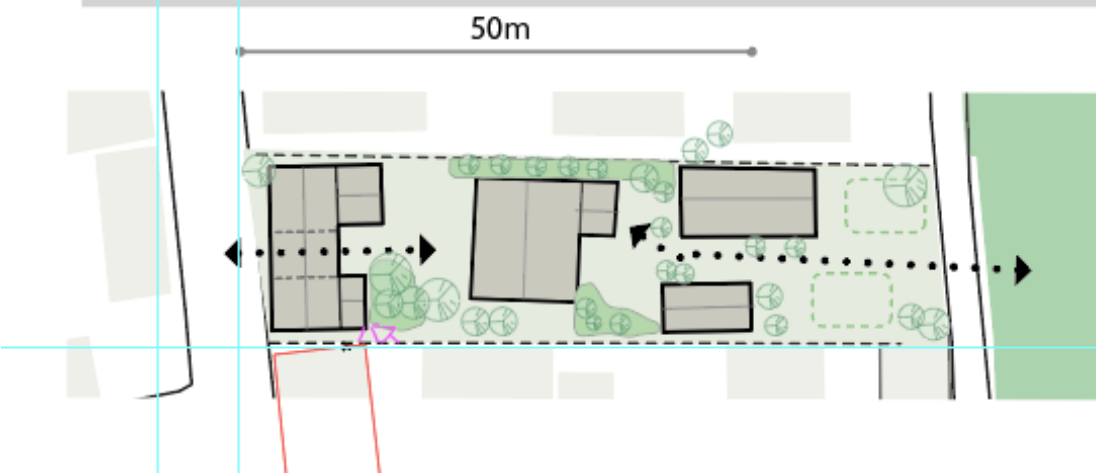
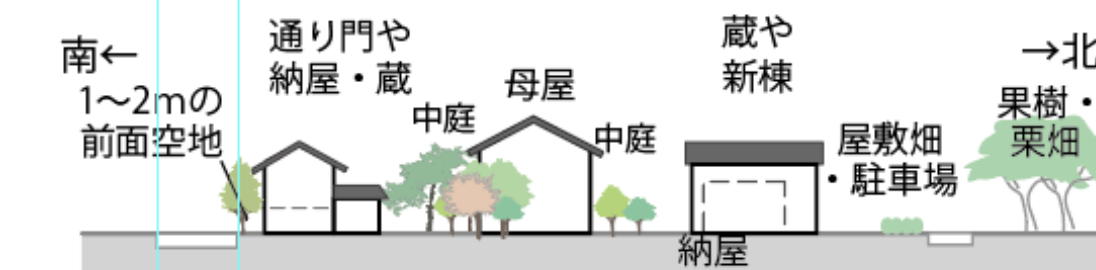
中庭は農作業場所や屋敷畑の他、通りや母屋からの景色となる四季折々の草花や樹木を配置した庭空間も形成されていることが多く、近年オープンガーデンなど、前庭とつなげて趣向を凝らした作庭も見られる。

これら集落として一体的に培われてきた敷地使いは通風や採光などの住環境維持や、農地との一体的な利便性、地域らしい景観の維持において重要である。

敷地利用の例(南北道路)



敷地利用の例(東西道路)



③伝統的農家住宅の形態意匠の特徴

- －1敷際
高い塀は少なく、低い生垣やボーダー植栽、景観木など緑が人工的なエッジをやわらげ、やわらかな印象の敷際となっている。
- －2建物高さ
1～2階建てが基調となっている。
- －3建物の屋根
板葺きに由来する切妻、茅葺きに由来する寄棟が多い他、入母屋も見られる。材質は黒瓦が多い。茅葺きが残っているものの、トタン被覆のものが多い。
- －4外壁の素材・色彩
砂壁や土壁が多く分布している。蔵などは漆喰仕上げのものも見られる。立ヶ花の粘土と松川の砂を利用してつくられたものが多いと言われ、「栗色」のものが多い。
- －5通り門
「通り門」と呼ばれる長屋門と似た形式のものが各地に見られ、半屋外の通路(門)を持ち、その両側は蚕部屋や納屋等に利用されていた。大壁で開口部の少ないものが多いが、近年では改修に合わせて住居利用されたり、意匠を変更するケースも見られる。



【特に留意すべき景観資源】

地域の 景観構造	山	・中遠景に見える雁田山、遠景に望む北信五岳
	河川	・千曲川、松川、篠井川、集落を流れる水路
界隈や道の固有性	集落道等	・谷街道、谷脇街道、陣屋道などの旧街道、地域の里道
その他個別景観資源		・社寺、道祖神や地域の由来を示す石碑、公民館等コミュニティの場、井戸
まち並みに見られる資源や作法		・通り門、蔵等伝統的建築、敷際の緑や玄関へのアプローチのしつらえ、敷地内の建物配置、屋根の形状(家並み)、庭や農地の配置、オープンガーデン



3. 土地利用の方向性

- ◆ 小布施らしい良好な田園集落の景観が形成されており、農家の生産・生活の拠点として、農と共存したライフスタイル、地域コミュニティの維持に努めます。

4. まち並み形成の方向性

- ◆ 山並みへの眺望や、樹林地、果樹園、寺社等の緑と調和したまち並み形成を図ります。
- ◆ 個々の建築物の美しさだけではなく、既存の集落の景観と一体感のある敷地利用や作庭、伝統的な形態意匠、歴史的資源への敬意や親しみを慈しむ建築等活動の誘導により、小布施らしく美しい集落のまち並み形成を図ります。
- ◆ 特に通りから見える場所での緑化の充実を図り、緑の連続性を確保します。

まち並み形成イメージ通りの建物密度が高い通り(山王島)



まち並み形成イメージ通りに介在農地や生垣など緑が多い通り(山王島)



まち並み形成イメージ通りに介在農地や生垣など緑が多く、自然地に近い通り(雁田)



5. 環境デザイン協力基準

- ◆ 環境デザイン協力基準は、快適で美しく、皆が愛し誇れる小布施町を創造していくために、町並みづくりや住まいづくりの指針として策定されたものであり、歴史的な個性、特徴などを継承することをねらいとしています。
- ◆ 近年の新技術の開発や氾濫する情報の中から、小布施町及び本地区の景観特性及び町並み形成方針に合うものを見極めて、建築物の「内側は個人のもの、外側はみんなのもの」という節度を守ることが基本です。
- ◆ 町並みづくりや住まいづくりの新しい発想、取り組みを拒否しているものではありませんが、個々の建築物の内側デザインや利用形態は自由であっても、外側のデザインは周辺の環境との調和に十分配慮する必要があります。

区分	町並みづくり指針	住まいづくり指針
(1)敷地及び配置	・敷地の広さは、地区や形態に合った広さを確保する。 ・南の陽光や北風を大切にする。 ・各集落のもつ家々の配置の形態を大切にする。 ・広い中庭をもつ集落形態を大切にする。 ・栗や樹園地等の農地・緑地に隣接する場合は、営農環境に十分に配慮した建物の配置とする。 ・広場・ポケットパーク、オープンガーデンに隣接する場合は、空間や緑のつながりを持たせ、潤いのある町並みを形成する ・敷地内にある歴史的・伝統的な資源がある場合は、町並みづくりに活かす。 例①植栽や歴史的な資源(道祖神等)を大切にし、特に古木は切らない。 例②伝統的な土蔵、門、塀などがある場合は、仕上げや形態をできる限り保存する。また、修復するときは伝統的な形態とする。 例③古い通り門や土蔵は、その機能を生かし、地域の文化を象徴する形態で保存する。	・建物は、道路境界、隣地境界から十分に離す。 ・土蔵、物置、作業スペースを考えゆとりのある敷地とし、生活ゾーンと生産ゾーンを合理的に独立させる。 ・屋敷畑との関係を大切にする。 ・敷地内に複数の建築物がある場合は、相互に外観、色彩・素材等の調和を図る
(2)建物の高さ等	・道路寄りの建物の高さに留意し、通りの空間スケールを大切にする。 ・道路の幅員、道路からの離れ、建物の高さのバランスを大切にする。 ・屋根勾配、軒の高さ、庇の出などは、周辺の古い建築物に合せる。	・隣家の日当たり及びプライバシーに配慮する。 ・2階建て以下とし、特に集落形態を壊さないように注意する。
(3)屋根、外壁、色彩・素材	・外壁面の構成は集落の特徴を生かしたものとする。 ・伝統的、地域的な特徴ある形態、材質などを保存する。保存不可の場合は、形態を考慮し、家並みに合った材質で改修する。	■屋根 ・形態は、切妻型、寄せ棟型、入母屋型、勾配は3寸5分以上を基本とする。 ・軒の出は900mmを基本とし、外壁面を保護する。 ・素材は、日本瓦(棧瓦)を基本とする。 ・色彩は黒又は濃灰色を基調とする。なお、工場生産品を使用する場合は、色や質感に十分に留意する。 ■外壁 ・素材は自然素材、じゅらく壁風リシン、しっくい風プラスター等を基本とする。 ・外壁と建具類の色彩は、茶色系の低彩度又は無彩色を基調とする。なお、工場生産品(窯業系、金属系製品、タイル等)を使用する場合は、道路から見えない位置としたり、色や質感に十分に留意する。 ・設備機器等は、通りや隣地への騒音や景観に配慮した配置とし、必要に応じて木製目隠しや格子を設けるなどの工夫を行う。
(4)生け垣・植栽・花	・地域に合った植栽を施し、うるおいのある町並みをつくる。	・家の周囲は生け垣で囲う。 ・花、実、紅葉(花の匂いも含む)等、四季を通じて楽しめる木を大切に にする。 ・境界からの空間が広い所は、外、内、より楽しめる高木を植える。 ・敷地内の緑化にあたっては、栗の木や果樹などの植栽に努める。
(5)駐車場	・駐車場は、個人所有でも、隣地との共有などにし、大勢が共有できる半公共的なスペースとする。	・駐車場の位置は、植栽や塀など町並みに配慮し、出入口は歩行者の安全に注意する。 ・駐車場の周囲と駐車スペースを緑化する。 ・表通りの車庫は町並みの連続性を損なわないよう工法や規模、材質を工夫する。やむを得ずプレハブ、鉄骨製、シャッターを使用する場合は町並みへの影響に十分に留意する。
(6)広告物、看板、塔(街灯も含む)		・広告物や塔等を設ける場合は、屋外広告物条例への適合に加え、デザイン、色、素材、大きさが周辺環境に不調和なものや、壁面からの「飛び出し型」や屋根の上に突き出した看板などは避ける。 ・広告物を町並みと調和した規模・形態とするとともに、集約化や自然素材を活用する等により、点景としての演出に心がける
(7)自動販売機		・自動販売機を設ける場合は、道路に面して直接設置しないように する。 ・やむを得ず道路に面して設置するときは、商品ボックスが見えないよう、木製目隠しや格子を設けるなどの工夫を行う。